

文化スポーツ部の所管施設に係る指定管理者選定委員会審査要領

(目的)

第1条 この要領は、文化スポーツ部の所管施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱（平成22年教育委員会告示5号）に基づき設置する文化スポーツ部の所管施設に係る指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）による郷土民家園、スポーツ施設設置条例規定施設の指定管理者候補者の選定についての審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査対象)

第2条 指定管理者の指定の申請を行った法人その他の団体（以下「申請団体」という。）のうち、次に掲げる資格を満たした申請団体に対し、審査を行う。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者でないこと。
- (2) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項及び第168条第7項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触しないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、大和市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (5) 引き続き2年以上その営業に従事していない者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (7) 指定管理者の責めに帰すべき事由により2年以内に指定の取り消しを受けた者でないこと。
- (8) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。）。
- (9) 共同事業体の場合には、構成するすべての団体が以上の条件を満たすとともに、応募時に「共同事業体協定書」を提出し、また、選定後協定締結時までに代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること。

(審査)

第3条 審査は、申請団体について、大和市郷土民家園条例（平成6年条例第8号）第7条又は大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年条例第35号）第7条に規定する選定の基準に基づき別に定める評価表に従い、書類審査及び面接審査により総合的に評価し

て行う。

(書類審査)

第4条 書類審査は、委員が、大和市郷土民家園条例第6条又は大和市スポーツ施設設置条例第6条の規定に基づき申請団体から市長に提出のあった申請書類等を精査し、評価表に定める項目ごとに評価し、採点して行う。

(面接審査)

第5条 面接審査は、委員が面接審査の対象とした申請団体を面接して、事業計画等について直接説明を行わせ、又は、質疑応答を行い、評価表に定める項目ごとに、評価し、採点して行う。

2 前項の評価は、書類審査における評価を考慮して総合的に行うものとする。

3 委員会は、第1項の規定による各委員の採点の合計を確認し、面接審査の対象とした申請団体の順位を決定する。

(審査の結果)

第6条 委員会は、次のいずれにも該当しない申請団体で前条第3項の順位が最も高いものを指定管理者候補者として選定することが適当である旨の決定を行うものとする。

(1) 評価項目配点の中間点の合計点数に委員の人数を積算し、その点数に満たない評価点を得た申請団体

(2) 中間点の合計点数以上の評価を行った委員の人数が、過半数に満たない申請団体

(3) その他委員会が選定の基準を満たしていないと判断した申請団体

2 委員会は、面接審査の対象としたすべての申請団体が前項各号のいずれかに該当するときは、いずれの申請団体も選定の基準を満たしていない旨の決定を行うものとする。

3 委員会は、第1項の決定に際し、同項の規定により指定管理者候補者として選定することが適当である旨決定した申請団体の事業計画書等の内容、業務を行わせるにあたり改善を促すべき事由等に関し、必要な意見を付けることができる。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、指定管理者候補者の選定についての審査に関し、必要な事項は、委員会会長が定める。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。